**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)** 　　　　　（R7年度版）

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令>****福祉用具専門相談員**（条例第２６８条　省令２０８条）○　福祉用具専門相談員を常勤換算方法で２人以上配置してください。**サービスの提供の記録**（条例第２７１条　省令第２１１条）○　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。**特定福祉用具販売計画の作成**（条例第２７５条　省令第２１４条の２）○　最新の居宅サービス計画に沿った特定福祉用具販売計画を作成の上、サービスの提供を行ってください。○　特定福祉用具販売計画には、当該特定福祉用具の機種を選定した理由についても記載してください。○　福祉用具貸与の利用がある場合は、特定福祉用具販売と福祉用具貸与の計画を一体のものとして作成してください。**勤務体制の確保等**（条例第２７７条　省令第２１６条）○　開設法人の役員である管理者兼福祉用具専門相談員の勤務状況が確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。○　雇用契約書等により、当該特定福祉用具販売事業所の従業者であることを明確にしてください。 |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| ○　重要事項説明書の苦情相談窓口には、通常の事業の実施地域の全ての市区町村又は利用者の保険者である市区町村の介護保険担当課名及び連絡先を記載してください。〇　福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具販売に関する適切な研修の機会を確保してください。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

**告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**